

宇部市新庁舎 1 期棟新築（機械設備）工事

協 定 書

令和元年 10 月 4 日

宇 部 市

三建設備・富士管工・中国産建特定建設工事共同企業体

宇部市新庁舎 1 期棟新築（機械設備）工事（以下「本事業」という。）の請負契約締結にあたり、入札公告「1 1 評価内容の担保」に基づき、宇部市（以下「発注者」という。）と三建設備・富士管工・中国産建特定建設工事共同企業体（以下「受注者」という。）との間で、本事業に付帯する事項に関する協定（以下「本協定」という。）を以下とおり締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、発注者が本事業の施工者を決定するために実施した総合評価一般競争入札（以下「本入札」という。）において、受注者が、提案した内容（以下「本提案事項」という。）を実現するために、発注者と受注者が負うべき責務及びとるべき諸手続きについて定めるものである。

（基本的合意）

第 2 条 受注者は、本業務の施工に際して、別紙「提案項目表」に基づき、その提案内容を実施するものとする。

2 発注者及び受注者は、受注者が本提案事項を実施するにあたり、その詳細な内容に疑義が生じた場合、もしくは内容を確定することが困難な事項がある場合、入札実施要領等（「公告文」、「宇部市新庁舎 1 期棟新築工事標準型総合評価競争入札実施要領」、「宇部市新庁舎 1 期棟新築工事標準型総合評価競争入札方式事務処理実施要領」のことをいう。以下、同じ。）において示された本事業の目的、理念、及び受注者が本入札に参加する際に発注者に提出した選考書類等を基に、互いに誠実に協議するものとする。

（協定期間）

第 3 条 本協定の協定期間は、「締結の日」から「本事業請負契約の履行期限から起算して 3 年を経過する日」までとする。

（報告義務）

第 4 条 受注者は、本提案事項の履行状況について、次のとおり発注者に報告する義務を負う。

- （1）中間報告 竣工までに 2 回程度（各年度毎に 1 回）
- （2）竣工時報告 竣工後、30 日以内
- （3）竣工後報告 竣工後、3 回程度（協議による）

2 別紙「提案項目表」に報告の定めがある場合、受注者はその定めに従い別途報告する義務を負う。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認められるときは、受注者に本提案事項の履行状況について報告を求めることができる。

(情報公開)

第5条 発注者は、受注者から前条に定める報告を受けたときは、発注者のホームページ等を通じて、市民に報告する。

(管轄裁判所)

第6条 発注者と受注者は、本協定に関して生じた当事業者間の紛争については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(違約金)

第7条 受注者の責に帰すべき事由により、提案内容を満たした施工がなされない場合又は提案資料に虚偽の記載があったことが判明した場合、受注者は発注者に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、加算点を再度算出し、算出した加算点が契約時の加算点を下回った場合、次の算出式により違約金(千円未満切り捨て)を算出し、受注者に請求する。

なお、算出した加算点が契約時の加算点を上回った場合の措置は特に行わない。

$$\text{違約金} = (1 - (100 + B) / (100 + A)) \times C$$

A：契約時の加算点

B：再度算出した加算点

C：当初の契約金額

3 発注者は、この違約金債権について、受注者が発注者に対して有する本事業に関する債権と相殺することができる。

(補則)

第8条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

以上の証として、本協定書を4通作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月4日

発注者 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市
宇部市長 久保田 后子

受注者 三建設備・富士管工・中国産建特定建設工事共同企業体

代表者
山口市小郡大江町3番41号
三建設備工業株式会社 山口営業所
所長 佐々原 忠道

構成員
宇部市文京町6番33号
富士管工株式会社
代表取締役 柴田 泰広

構成員
宇部市大字西岐波5019番8
中国産建株式会社
代表取締役 植田 勝美

提案項目表【機械】

技術提案資料No.	テーマ	NO	提案項目	達成方法	検証方法
1	テーマ① 来庁者や職員の安全確保 及び利便性向上に資する提案	1	搬入出車両運転者への事前教育の徹底	道路状況等の調査に基づき、関係者と協議の上で工事車両運行計画を立案します。 搬入出に携わる各協力会社担当に搬入出ルールの周知会を行い、各社が依頼する運搬会社のドライバーに送り出し教育を実施します。教育受講者には搬入許可証(提案書記載例に準ずる)を発行します。	搬入出車両には当該現場の搬入許可証を掲示することを義務づけることで確認できます。 (搬入許可証の無い車両の進入は禁止)
		2	工事車両削減による第三者災害防止	資材のオフサイト化:外部加工が可能な資材について工場加工を行うことで建築副産物が抑制でき、収集車両の低減を行う、また部材毎の搬入も抑制できます。 小梱包化:梱包材(建築副産物)の抑制による収集車両の低減を行います。	材料検収時に、資材の形を確認、記録写真等を残すことで、工場加工の状況や搬入資材の梱包状況を確認できます。

技術提案資料No.	テーマ	NO	提案項目	達成方法	検証方法
2	テーマ② 周辺住民への配慮に関する提案	1	通勤・通学時間帯を避けた搬入出車両計画の作成	地域周辺行事及び通勤通学時間帯を考慮した搬入可能時間帯を盛り込んだ搬入出車両計画を作成し、車両運転者に周知徹底する。教育受講者に対し搬入許可証(提案書記載例に準ずる)を発行します。	搬入出車両計画、日報、搬入出車両には当該現場の搬入許可証を掲示することを義務づけることで確認できます。 (搬入許可証の無い車両の進入は禁止)
		2	作業員の工事エリア周辺歩行ルールの作成と徹底	工事エリア周囲における作業員の通行動線や禁止事項を盛り込んだ当該現場におけるルールの教育資料を作成し、送り出し教育・新規入場教育で周知徹底します。	入場時に必要書類として、送り出し教育修了書(協力業者から徴収)と新規入場教育記録により周知を確認できます。
		3	粉塵や騒音の拡散を抑制するための簡易間仕切りの設置	粉塵作業及び騒音作業に対してはエリアごとの作業計画書(ホコリ飛散防止シートや移動式集塵機の配置を含む)を作成し、監督官の確認を得ます。	作業員の直筆サインを得た作業計画書(周知済確認)と作業エリアの写真記録で確認することができます。

技術提案資料No.	テーマ	NO	提案項目	達成方法	検証方法
3	ZEB Ready 庁舎を実現するための工夫に係る提案	1	片吸込渦巻ポンプのメカニカルシール採用		
		2	冷温水二次ポンプ(PCH-2)周りのポンプ・ヘッダーユニット化		
		3	ダクトのエアリーク低減による送風機の動力削減		
		4	変風量装置(VAV)・定風量装置(CAV)の風量制御機能の確保による搬送動力の削減		
		5	ベルト駆動送風機のベルトに節電タイプのVベルトを採用		
		6	温熱環境シミュレーションを用いた快適性の確認		
		7	エネルギー消費量シミュレーションによる省エネルギー性の確認		
		8	ZEB Ready庁舎の実現化に向けた効率的な運用方法の検討		

提案項目表【機械】

技術提案資料No.	テーマ	NO	提案項目	達成方法	検証方法
4	テーマ① 市内業者に関する提案(建設関係)	1	請負代金相当額に占める市内業者活用額の割合(15%)	資機材の調達等、請負代金相当額に占める市内業者活用額の割合(15%以上)を市内業者へ発注致します。	半年ごとに実績一覧表とそれを確認できる書類(発注者から受注者への注文書又は契約書(写し))を提示することで対応致します。

技術提案資料No.	テーマ	NO	提案項目	達成方法	検証方法
5	テーマ② 市内業者(建設関係以外)の活用に関する提案	1	事務用品を市内業者で調達	作業所における事務用品の調達は市内業者を優先します。	半年ごとに実績一覧表とそれを確認できる書類(納品書)の提示にて対応致します。
		2	駐車場契約は、市内不動産業者と行う	現場周辺を熟知した市内不動産業者との契約を優先します。	半年ごとに実績一覧表とそれを確認できる書類(賃貸借契約書)の提示にて対応致します。
		3	建設廃棄物処理委託契約を市内業者に委託	建設廃棄物処理委託は市内業者と契約します。	半年ごとに実績一覧表とそれを確認できる書類(委託業務契約書)の提示にて対応致します。
		4	交通誘導員、警備・清掃業務を市内業者に委託	現場周辺を熟知した市内業者との契約を優先します。	半年ごとに実績一覧表とそれを確認できる書類(委託業務契約書又は納品書)の提示にて対応致します。
		5	工事に使用する重機・発電機等の給油は市内で行う	市内での給油を最優先します。	半年ごとに実績一覧表とそれを確認できる書類(納品書)の提示にて対応致します。
		6	印刷物やコピーの調達及び製本等を市内業者で調達	作業所における印刷物やコピーの調達、製本等は市内サービス事業者を優先します。	半年ごとに実績一覧表とそれを確認できる書類(納品書)の提示にて対応致します。
		7	日用品、クリーニング、弁当等を市内業者で調達	作業所における日用品、クリーニング、飲食(弁当等)の調達は市内サービス事業者を優先します。	半年ごとに実績一覧表とそれを確認できる書類(納品書)の提示にて対応致します。